

監 査 結 果 報 告 書
令 和 元 年 度

佐賀中部広域連合監査委員

佐中広監査第5号
令和2年3月27日

佐賀中部広域連合議会議長 堤 正之 様
佐賀中部広域連合長 秀島敏行 様

佐賀中部広域連合監査委員 力久 剛

佐賀中部広域連合監査委員 森田 浩文

定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目を中心に監査を実施した（消防署を除く。）。

(2) 監査の対象等

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	総務課	平成30年 9月 1日 平成31年 3月31日	令和元年 9月 5日 令和元年12月25日
	業務課	平成31年 4月 1日 令和元年 8月31日	

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
佐賀広域消防局	総務課	平成30年 9月 1日 平成31年 3月31日 平成31年 4月 1日 令和元年 8月31日	令和元年 9月 5日 令和元年12月25日
	通信指令課		
	北部消防署		
	小城消防署		

監査実施対象：4課2署

(3) 指摘事項等の改善について

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する局長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

(4) 監査重点項目設定数（対象4課）

区分	重点項目（課）	事務局		佐賀広域消防局	
		総務課	業務課	総務課	通信指令課
1 服務関係	2			○	○
2 文書	1	○			
3 収入	1		○		
4 支出	0				
5 契約	4	○	○	○	○
6 工事等の執行	0				
7 補助金等	0				
8 財産管理	0				
9 その他	0				
10 現金の取扱い	2		○	○	

※消防署については、監査重点項目を設定していない。

(5) 定期監査における指摘事項等の件数 (対象4課2署)

(単位：件)

区分	指摘事項	検討をを求める事項	注意をを求める事項	計
1 服務関係	0	0	1	1
2 文書	0	0	0	0
3 収入	0	0	0	0
4 支出	0	0	0	0
5 契約	0	0	2	2
6 工事等の執行	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0
9 その他	0	0	0	0
計	0	0	3	3

※指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※監査重点項目の「現金の取扱い」に関する指摘事項等は、「収入」など他の区分で件数を計上している。

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大又は著しく妥当性を欠くもの

(検討をを求める事項) 違法若しくは不当な事項又は検討すべき事項で、改善を求めることが適当なもの

(注意をを求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

【参考】定期監査における指摘事項等の推移 (平成28年度～平成30年度)

(単位：件)

区 分	指摘事項			検討をを求める事項			注意をを求める事項			計		
	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28
1 服務関係	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2
2 文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
9 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	4	1	2	4	1	2

4課 4課 4課
2署 2署 2署

2 監査の結果

監査の対象	事務局 総務課
監査重点項目	文書、契約
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>予定価格について</p> <p>随意契約において、予定価格の定めがないものが散見された。また、佐賀中部広域連合財務規則第96条各号に定める額を超える場合について、予定価格書が作成されていないものがあった。</p> <p>このことについては、前回の定期監査においても注意を求めている。</p> <p>佐賀中部広域連合財務規則第97条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>駐車場賃貸借契約について</p> <p>公用車用の駐車場賃貸借契約において、予定価格書の作成がなく、見積書が徴取されていないものがあった。また、当該契約では、契約締結起案に1者随意契約理由の記載がなく、契約書に契約保証金を免除する規定及び支払遅延利息に関する規定もなかった。</p> <p>佐賀中部広域連合財務規則第97条、第98条及び第101条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	事務局 業務課
監査重点項目	収入、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。</p>

監査の対象	佐賀広域消防局 総務課
監査重点項目	服務関係、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>超過勤務手当の支給誤りについて</p> <p>超過勤務手当の支給において、加算区分の適用誤りや、週休日の超過勤務における休憩時間の記入漏れにより、支給額を誤っているものがあった。</p> <p>超過勤務手当等の取扱いについては、佐賀中部広域連合職員の給与に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	佐賀広域消防局 通信指令課
監査重点項目	サービス関係、契約
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	佐賀広域消防局 北部消防署
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	佐賀広域消防局 小城消防署
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。